

# 処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 処遇改善手当、処遇改善一時金、特定処遇改善一時金を「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の受給により支給する。当該加算が廃止もしくは受給できない場合は実施しない。

- (1) 賃金改善は、基本給、資格手当、処遇改善手当、処遇改善一時金、特定処遇改善一時金の給与項目により実施する。
- (2) 基本給の改定は、就業規則第23条（基本給）により実施する。
- (3) 資格手当の改定は、就業規則給与規程第25条（資格手当）により実施する。

## 第2章 山門清光園・サンシャイン・榎の木

(処遇改善手当)

第2条 加算の対象となる福祉・介護職員で、入社日より1年経過し、今後も継続して勤務する週40時間勤務の職員に月額5,000円を支給する。所定労働時間が週40時間に満たない職員についてはその時間数に応じて金額を決定する。ただし、支給対象月の勤務が本人の所定労働時間の8割未満の職員には支給しない。

(処遇改善一時金)

第3条

- (1) 支給対象者は、支給日に在籍し支給日に1年以上の勤務実績があり、今後も継続して勤務する、次の職員とする。
  - ①加算の対象となる福祉・介護職員。
  - ②職員処遇の均衡を図るため、加算対象外の職員。
  - ③ただし、賃金改善実施期間内の出勤率が8割未満の職員には支給しない。
- (2) 支給時期は、夏季賞与及び冬季賞与の支給時及び3月とする。
- (3) 支給額は、次の通りとする。
  - ①夏季賞与及び冬季賞与时に対象者に対し、勤務時間、勤務期間等に応じて支給する。
  - ②3月に確定した年間の「処遇改善加算額」から加算対象となる職員の基本給昇給分、資格手当、処遇改善手当、夏季・冬季の処遇改善一時金の合計及び法定福利費増加分を除いた額を総予算として、加算対象となる福祉・介護職員の所定労働時間に応じて

支給する。

- ③加算対象外の対象職員に対しては、法人負担で福祉・介護職員の平均支給額を基準として支給する。

(特定処遇改善加算一時金)

#### 第4条

- (1) 支給対象者は、支給する年度の3月31日時点で1年以上の勤務、今後も継続して勤務する職員とする。

- (2) A・B・Cグループ毎に均等割りして、3月に一時金として支給する。

##### ①Aグループ

正規の直接処遇職員のうち、経験・技能のある障害福祉人材の基準以下の①a)～c)のいずれかに該当する者

- a) 介護福祉士、社会福祉士等(※1)の資格保有者およびサービス管理責任者等(※2)で勤続5年以上の者  
b) 勤続10年以上の者  
c) 主任以上の役職者

##### ②Bグループ

正規の直接処遇職員のうち、他の障害福祉人材の基準以下の②a)～b)のいずれかに該当する者

- a) 介護福祉士、社会福祉士等(※1)の資格保有者およびサービス管理責任者等(※2)で勤続1年以上の者  
b) 勤続5年以上の者

##### ③Cグループ

その他の職種

以下の③a)～b)のいずれかに該当する者

- a) 勤続1年以上の正規職員  
b) 嘱託職員

※1) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士

※2) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、心理指導担当職員

- (3) 支給額は、「特定処遇加算額」から法定福利費分を除いた額を「総額予算」とし、次の計算式で計算した額を各グループの職員数で除した額とする。

##### ①Aグループ

総額予算

---

Aグループの常勤換算数 + (Bグループの常勤換算数 ÷ 2) + (Cグループの常勤換算数 ÷ 4)

## ②Bグループ

総額予算

---

(Aグループの常勤換算数×2) + Bグループの常勤換算数 + (Cグループの常勤換算数÷2)

## ③Cグループ

総額予算

---

(Aグループの常勤換算数×4) + (Bグループの常勤換算数×2) + Cグループの常勤換算

## 第3章 グループホームゆすら

(処遇改善手当)

第5条 加算の対象となる介護職員で、入社日より1年経過し、今後も継続して勤務する週40時間勤務の職員に月額5,000円を支給する。所定労働時間が週40時間に満たない職員についてはその時間数に応じて金額を決定する。ただし、支給対象月の勤務が本人の所定労働時間の8割未満の職員には支給しない。

(処遇改善一時金)

第6条

(1) 支給対象者は、支給日に在籍し支給日に1年以上の勤務実績があり、今後も継続して勤務する、次の職員とする。

①加算の対象となる介護職員。

②職員処遇の均衡を図るため、加算対象外の職員。

③ただし、賃金改善実施期間内の出勤率が8割未満の職員には支給しない。

(2) 支給時期は、夏季賞与及び冬季賞与の支給時及び3月とする。

(3) 支給額は、次の通りとする。

①夏季賞与及び冬季賞与时に対象者に対し、勤務時間、勤務期間等に応じて支給する。

②3月に確定した年間の「処遇改善加算額」から加算対象となる職員の基本給昇給分、資格手当、処遇改善手当、夏季・冬季の処遇改善一時金の合計及び法定福利費増加分を除いた額を総予算として、加算対象となる介護職員の所定労働時間に応じて支給する。

③加算対象外の対象職員に対しては、法人負担で介護職員の平均支給額を基準として支給する。

(特定処遇改善加算一時金)

第7条

(1) 支給対象者は、支給する年度の3月31日時点で1年以上の勤務、今後も継続して勤務する職員とする。

(2) A・B・Cグループ毎に均等割りして、3月に一時金として支給する。

①Aグループ

正規の直接処遇職員のうち、経験・技能のある介護職員の基準以下の①a)に該当する者

a) 介護福祉士の資格保有者で勤続8年以上の者

②Bグループ

正規の直接処遇職員のうち、他の介護職員の基準以下の②a)～b)のいずれかに該当する者

a) 介護福祉士の資格保有者で勤続1年以上の者

b) 勤続5年以上の者

③Cグループ

その他の職種

以下の③a)～b)のいずれかに該当する者

a) 勤続1年以上の正規職員

b) 嘱託職員

(3) 支給額は、「特定処遇加算額」から法定福利費分を除いた額を「総額予算」とし、次の計算式で計算した額を各グループの職員数で除した額とする。

①Aグループ

総額予算

---

$A \text{グループの常勤換算数} + (B \text{グループの常勤換算数} \div 2) + (C \text{グループの常勤換算数} \div 4)$

②Bグループ

総額予算

---

$(A \text{グループの常勤換算数} \times 2) + B \text{グループの常勤換算数} + (C \text{グループの常勤換算数} \div 2)$

③Cグループ

総額予算

---

$(A \text{グループの常勤換算数} \times 4) + (B \text{グループの常勤換算数} \times 2) + C \text{グループの常勤換算}$

## 第4章 デイサービスあんずの実・住宅型有料老人ホームあんずの木

(処遇改善手当)

第8条 加算の対象となる介護職員で、今後も継続して勤務する週40時間勤務の職員に月額5,000円を支給する。所定労働時間が週40時間に満たない職員についてはその時間数に応じて金額を決定する。ただし、支給対象月の勤務が本人の所定労働時間の8割未満の職員には支給しない。

(処遇改善一時金)

第9条

- (1) 支給対象者は、支給日に在籍し、今後も継続して勤務する、次の職員とする。
  - ①加算の対象となる介護職員。
  - ②職員処遇の均衡を図るため、加算対象外の職員。
  - ③ただし、賃金改善実施期間内の出勤率が8割未満の職員には支給しない。
- (2) 支給時期は、夏季賞与及び冬季賞与の支給時及び3月とする。
- (3) 支給額は、次の通りとする。
  - ①夏季賞与及び冬季賞与时に対象者に対し、勤務時間、勤務期間等に応じて支給する。
  - ②3月に確定した年間の「処遇改善加算額」から加算対象となる職員の基本給昇給分、資格手当、処遇改善手当、夏季・冬季の処遇改善一時金の合計及び法定福利費増加分を除いた額を総予算として、加算対象となる介護職員の所定労働時間に応じて支給する。
  - ③加算対象外の対象職員に対しては、法人負担で介護職員の平均支給額を基準として支給する。

(特定処遇改善加算一時金)

第10条

- (1) 支給対象者は、支給する年度の3月31日時点で1年以上の勤務、今後も継続して勤務する職員とする。
- (2) A・B・Cグループ毎に均等割りして、3月に一時金として支給する。
  - ①Aグループ  
正規の直接処遇職員のうち、経験・技能のある介護職員の基準以下の①a)に該当する者
    - a) 介護福祉士の資格保有者で勤続8年以上の者
  - ②Bグループ  
正規の直接処遇職員のうち、他の介護職員の基準以下の②a)～b)のいずれかに該当する者
    - a) 介護福祉士の資格保有者で勤続1年以上の者

b) 勤続5年以上の者

③Cグループ

その他の職種

以下の③a)～b)のいずれかに該当する者

a) 勤続1年以上の正規職員

b) 嘱託職員

(3) 支給額は、「特定処遇加算額」から法定福利費分を除いた額を「総額予算」とし、次の計算式で計算した額を各グループの職員数で除した額とする。

①Aグループ

総額予算

---

$A\text{グループの常勤換算数} + (B\text{グループの常勤換算数} \div 2) + (C\text{グループの常勤換算数} \div 4)$

②Bグループ

総額予算

---

$(A\text{グループの常勤換算数} \times 2) + B\text{グループの常勤換算数} + (C\text{グループの常勤換算数} \div 2)$

③Cグループ

総額予算

---

$(A\text{グループの常勤換算数} \times 4) + (B\text{グループの常勤換算数} \times 2) + C\text{グループの常勤換算}$

附 則

この規則は、令和2年4月1日から実施する。